

ドクターヘリの全国配備へ新法制定を求める意見書

近年、医師の偏在や不足が重大化しつつある中で、患者がどこにいても短時間内に治療や搬送を行うことができるドクターヘリの全国配備の必要性が高まっている。

1970年に世界に先駆けてドクターヘリを導入したドイツにおいては、その後20年間で交通事故による死亡者数を約3分の1にまで劇的に減少させている。また、山岳地帯が多いスイスにおいては、国内どこへでもおおむね15分以内に医師を乗せたヘリを現場に派遣し、治療行為を開始できる体制を整えている。

しかしながら、日本の現状は、ドクターヘリが広く普及している欧米諸国と比べると大きな格差がある。平成13年度からドクターヘリ導入促進事業が開始されたが、現在、岡山、静岡（2機）、千葉、愛知、福岡、神奈川、和歌山、北海道、長野の9道県10機の運行にとどまっている。このように導入が進まない要因の一つとして、運営主体となる都道府県や病院の過重な財政負担が指摘されている。

よって、国会及び政府においては、救急救命に大きな効果を上げるドクターヘリの全国配備を推進するため、新法を制定し、下記のとおり、財政基盤の確立等体制整備に必要な措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 国と都道府県の責務を明記すること。
- 2 国が整備に必要な経費を補助すること。
- 3 運行費を支給するなど財政安定化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年（2006年）10月26日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、
国土交通大臣

（提出者）全議員